

支援費制度関係 Q & A 集

支援費制度に関し、都道府県等から寄せられた質問とそれらに対する現時点での考え方をまとめたものです。

平成 14 年 4 月

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
企画課支援費制度施行準備室

目 次

1 市町村事務に関すること(問1～14)	
(1) 支援費の支給申請について	1
(2) 居住地等の変更の届け出	2
(3) サービス提供困難時の対応	2
(4) 受給者証記載事項の報告について	2
(5) 支援費の支払いについて	3
(6) 特例居宅生活支援費の支給について	3
(7) 知的障害者地域生活援助(グループホーム)の 援護の実施者について	4
(8) 支払事務委託について	5
(9) 施行前準備について	5
2 支給決定に関すること(問15～32)	
(1) 勘案事項	6
(2) 支給決定手続き	7
(3) 支給量	10
(4) 支給期間	10
(5) 相談支援	10
(6) あっせん・調整、要請	11
3 事業者・施設指定基準に関すること(問33～50)	
(1) 居宅介護について	12
(2) デイサービスについて	14
(3) 短期入所について	14
(4) 施設指定基準について	16
4 支援費基準に関すること(問51～57)	
(1) 総論	18
(2) 基準設定の考え方	18
5 利用者負担に関すること(問58～62)	
(1) 利用者負担関係事務について	20
(2) 利用者負担金の未納について	21

1 市町村事務に関すること

(1) 支援費の支給申請について

(問1) 施設入所者で、精神上的の障害により判断能力を欠く常況にあり、身寄りがない知的障害者の場合、支援費の支給申請についてどのように考えればよいか。

このような場合は、市町村長の申立てによる成年後見制度の利用が考えられる。

成年後見の開始の申立てを市町村長が行う場合、「成年後見利用支援事業」の活用についても検討することが必要である。

(問2) 障害者(障害児を除く)の支援費の支給申請で親等が申請の代行を行うことは可能か。
また、可能である場合、委任状は必要か。

支援費支給申請の代行は、障害者本人の支援費支給申請の意思表示の内容を本人に代わり伝える行為であり、本人から申請の代行の依頼を受けたものであれば誰でも可能である。また、必ずしも書面により依頼されている必要はない。

委任状を求めるか、窓口でどのような対応をするか等については、基本的に市町村の判断と考えるが、障害者本人に実際の申請意思があるか否かについては、勘案事項の聴き取り等による支給決定手続の過程において確認できるから、必ずしも一律に委任状の提出を求める必要はないものとする。

(問3) 障害者(障害児を除く)の親が当該本人の代理人として支援費の支給申請を行うことは可能か。
また、可能である場合、委任状は必要か。

障害者本人が支援費支給の申請に係る法律行為を行うことを第三者に対して、代理権を授与した場合については、当該第三者は本人の「代理人」として支援費支給申請が可能である。

代理の場合には、本人から代理権を授与されていることが必要であるが、問

2の代行と同様に勘案事項の聴き取り等による支給決定手続の過程において、真に本人の意思表示に基づく代理権授与であるかどうかを確認することにより、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はないものとする。

(2) 居住地等の変更の届出

(問4) 他の市町村へ居住地を変更した場合、14日以内に届出をすることとなっているが、居宅支給決定取消時期は住民基本台帳での転出日としてよいか。

転出日を取消日とすることができる。

サービスを切れ目なく継続的に必要とするケースについては、新旧居住地市町村間で連携をとり支給決定及び取消事務を行われたい。

(3) サービス提供困難時の対応について

(問5) 1月10日会議資料別冊P122「5 サービス提供困難時の対応」において事業者の対応が示されているが、市町村の対応についてはどのように考えるのか。

市町村は、利用者の求めに応じ、事業者と連携を図り、利用者にサービスが提供されるよう、サービスの利用に係るあっせん・調整、要請を行う必要がある。

(4) 受給者証記載事項の報告について

(問6) 別冊資料P177の指定基準の「5 入退所の記録の記載等」の中に、「指定施設は、施設受給者証記載事項について遅滞なく市町村へ報告すること。」となっているが、資料P22の「(3) 施設支援の利用から支払いまで」の中ではその事務手続は記載されていない。施設からの報告を求めることになるのか。

市町村は援護の実施者として、入退所に関する情報(施設名、入所日及び退所日)を把握する必要があるため、施設からの報告を受けることになる。

また、知的障害者地域生活援助(グループホーム)においても、同様に事業者からの報告を受けることになる。

(5) 支援費の支払について

(問 7) 代理受領によらず、支援費を本人に支給することは可能か。

市町村は「居宅生活支援費として当該居宅支給決定身体障害者に支給すべき額の限度において、当該居宅支給決定身体障害者に代わり、当該指定居宅支援事業者を支払うことができる。」(新身障法第 17 条の 5 第 8 項等) とされているところであり、市町村の判断により、代理受領によらず支援費を本人に支給することは可能である。

ただし、この場合、市町村は下記の要件を満たす必要がある。

当該利用者が償還払いを望んでいること

受給者証の特記事項欄への記載などにより、当該利用者が代理受領でなく、償還払いであることが事業者にとって判断できるようにしておくこと

この場合、事業者は「サービス提供証明書」や領収証を利用者へ交付するとともに、利用者はこれらの書類を申請書に添付して請求することとなる。

なお、償還払いは、一時的に障害者等が相当額の負担をすることとなり、特に低所得者の利用を困難なものにするおそれがある。

一方、代理受領方式は、障害者等が一時的に費用の全額を負担する必要がなく、また、事業者においても複数の利用者に代わり市町村からまとめて支援費を受け取ることができ、さらに市町村においても、事業者に一括して支払うことができることから、事務的な負担の軽減にも資するものである。

このように、利用者、事業者、市町村それぞれの利便に資することとなるので、代理受領方式を取り入れることとしたものであることに留意されたい。

(問 8) 施設・事業者からの支援費請求に関する期限は、公法上の時効に従うということになるのか。

お見込みのとおり。地方自治法第 236 条の規定(時効は 5 年間) に従うことになる。

(6) 特例居宅生活支援費の支給について

(問 9) 市町村は、基準該当事業者によるサービス提供に対する特例居宅生活支援費の支給を行わないとすることとできるか。

特例居宅生活支援費は、市町村が必要と認める場合支給されるものであることから、市町村の判断により特例居宅生活支援費の支給を行わないとすることも可能である。

その場合、利用者に対し事前にその旨を明確にしておくことが必要である。なお、サービス供給体制が不十分な地域においては、基準該当事業者の活用を検討することが必要である。

(7) 知的障害者地域生活援助（グループホーム）の援護の実施者について

(問 1 0) 知的障害者地域生活援助（グループホーム）の利用者の援護の実施者が現行の取扱いと同様になるとのことだが、その利用者が通所型の施設支援を利用する場合、援護の実施者は出身世帯と本人の住所地のどちらになるのか。

新知的障害者福祉法第 9 条において、知的障害者に対する市町村による更生援護は、知的障害者の居住地の市町村が行うこととされており、援護の実施者が二つの市町村になることはない。

利用者の居住地のある市町村が援護の実施者であり、1 月 1 0 日全国会議資料でお示ししたとおり、グループホームについて支給決定を行った市町村が、通所の施設支援についても支給決定を行うこととなる。

(問 1 1) グループホーム入所者の出身世帯が他の市町村に転居した場合、援護の実施者も変更されると考えてよいか。

お見込みのとおり。

(問 1 2) グループホームの利用者に係る援護の実施者については、現行どおりのことであるが、援護の実施者市町村から支払われる支援費の額は、グループホーム所在地市町村が定める支援費の額ではなく、援護の実施市町村が定める支援費の額となると考えてよろしいか。

お見込みのとおり。

(8) 支払事務委託について

(問 1 3) 都道府県下の市町村が共同で行う支払委託ではなく、一つの市町村が当該市町村のみの支払事務委託を行うことは差し支えないか。

また、措置費について、支払事務委託が可能か。

さらに、市が設立した外郭団体が、指定施設・指定事業所を運営している場合、支払委託を当該団体に対して行えるのか。

一つの市町村が単独で支払事務委託を行うことは差し支えない。

なお、支払事務委託を身障法、知障法、児福法の各法に規定し明確にした趣旨は、事業者が支払請求を行う市町村が多数にわたったり、同様に市町村が支払を行う事業者も多数にわたったりすることがあるが、支払事務を都道府県単位等の広域市町村で一つの機関に委託すれば、事業者及び市町村両者の事務負担を軽減する効果があることから、その取り組みを促すことである。この点にご留意いただき、支払事務委託についてご検討いただきたい。

また、措置費については、現在行われている措置費支払代行と同様であるから、支払委託が可能である。

指定施設、指定事業所への支払事務委託については、一般的には、受託支払機関が支払業務を行う一方で、指定施設・指定事業所の業務を行うことは、支払事務が不公正になるおそれがあり、望ましくないものと考えている。

(9) 施行前準備について

(問 1 4) 施行前準備行為としての支給申請受付と支給決定の開始時期は、全国で統一した設定となるのか、市町村ごとに設定することとなるのか。

事務の大要 P 6 「支援費制度施行までの日程(案)」において、平成 1 4 年度第 四半期から支給申請の受付と支給決定を開始することをお示ししているが、これはあくまでも目安であり、各市町村の判断により、平成 1 5 年度の支援費制度施行に支障のない適切な事務処理が行えるよう、支給申請の受付と支給決定の開始時期を設定していただきたい。

なお、制度利用対象者に対して、設定した支給申請の受付と支給決定の開始時期の周知を十分に行っていただきたい。

2 支給決定に関すること

(1) 勘案事項

(問15) 「その他の心身の状況」における「医療機関における入院医療が必要なため、居宅生活支援で対応が適切でない場合」、「医療機関への入院が適当である場合」とは、どのように判断するのか。

市町村において、ご質問のような場合に当たるとは思われないかと思われるときは、申請者の同意を得て申請者の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、申請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行うこととなる。

(問16) 「主治医等」(10月1日会議資料P1)は、身体障害者手帳に係る指定医師以外でもかまわないか。「主治医等」の要件は示されるのか。

主治医や指定医師に限られるものではなく、特に要件を定めることは考えていない。

(問17) 医師の診断書の様式は示す予定か。

特に示すことは考えていない。

(問18) 医師の診断書の費用は申請者が負担することとなるのか。

お見込みのとおり。なお、これは、市町村等において健康診断及び診断書作成に係る費用の補助を行うことを妨げるものではない。

(問19) 現在、医療機関で短期入所を実施しているが、医療機関での入院治療が必要な場合は短期入所は利用できなくなるのか。

医療機関での入院治療が必要な場合は、短期入所を利用するのではなく、入

院することとなるものと考えている。

(問20) 手帳を持っていない身体障害児は、支援費支給の対象となるのか。

身体障害者手帳を有しない身体障害児の保護者からの申請については、現行と同様、市町村が必要と認めれば、支援費支給の対象となるサービスの利用が可能である。この際、身体障害を有するかどうか判断が困難な場合は、市町村が、必要に応じ更生相談所からの意見を求めた上で、支給決定を行うこととなる。

なお、各種援助措置を受けやすくする観点から、支援費支給の申請時等に身体障害者手帳の取得申請を勧奨することが望ましい。

(2) 支給決定手続き

(問21) 「サービス利用の見込みが当面ない場合、すぐに不支給の決定をするのではなく、申請を受理したまま、引き続き入所調整を継続することが望まれる」(事務大要Q&A集P17問8)とのことであるが、これと市町村が定めることとなる行政手続法上の標準処理期間との関係如何。行政の不作为を問われることにならないか。

「標準処理期間は、申請の処理の目安として定められるものであり、その期間の経過をもって直ちに「不作为の違法」に当たるということにはならないが、申請者からの照会に対しては、迅速な処理に努めていることが理解されるよう、行政手続法第9条第1項の規定の趣旨に沿って適切に対応すること」(「行政手続法の施行に当たって」(平成6年9月13日総管第211号各省庁事務次官等あて総務事務次官通知)より抜粋)とされている。具体的には、お尋ねのQ&Aでお示ししたとおり、申請を受理したまま引き続き入所調整を継続する間、市町村は、申請者に対し、入所調整等の進行状況及び支給決定の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

(問22) サービス利用の見込みがない場合でも、支給決定をし、受給者証を交付してかまわないか。

サービス利用の見込みがない場合は、支給決定を行っても申請者がサービス

を利用できないため、支給決定は行わず、利用者の希望により、市町村が、サービス利用に係るあっせん・調整、要請を行う（必要に応じ、都道府県が市町村相互間の連絡調整等を行う）こととなる。なお、このようなサービスの提供体制が不十分な場合は、支援費制度の導入の趣旨を勘案し、都道府県、市町村はニーズを踏まえた基盤整備に取り組む必要があることは言うまでもない。

（問 2 3）勘案事項及び障害程度区分に係るチェック項目について、申請者からの聴き取りが困難な場合は、どのように聴き取りを行えばよいのか。保護者、施設職員等の同席を求めるのか。また、障害児の場合、障害児本人とその保護者から聴き取りを行うことになるのか。

勘案事項や障害程度区分に係るチェック項目については、まず、本人からの聴き取りが原則であるが、本人からだけでは十分な聴き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者（家族のほか、施設に入所している者については施設職員を含む。）からも聴き取りを行うことが必要な場合があるものと考えている。

なお、障害児については、支援費支給の申請は保護者が行うこととなっており、市町村は原則として保護者から聴き取りを行うこととなる。

（問 2 4）視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者について、情報の収集や契約の締結が困難な場合が想定されるが、これに対しての配慮はどのようになされるのか。

支援費制度においては、障害者がサービスを利用するに当たり、情報提供、契約締結などサービス利用の各段階において、障害の特性に応じた支援がなされることが重要と考える。

例えば、情報提供、相談援助については、

点字によるパンフレットや知的障害者向けに工夫をしたパンフレットによる制度の広報

W A M - N E T による指定事業者情報の拡大文字及び音声による提供

相談援助の際の相談支援事業者、「地域福祉権利擁護事業」、社会参加促進のための事業（手話通訳の設置、知的障害者への生活協力員の紹介等）の活用が考えられる。

また、契約締結については、事業者・施設の指定基準において、利用者の障害特性に応じた適切な配慮をもって、利用の申込み時の説明及び契約成立時の書面交付を行うこととしているが、その際、

視覚障害者や聴覚障害者、盲ろう重複障害者の場合、「市町村障害者生活支援事業」により代読などのサービスを受けたり、各自治体において取組がされている障害者社会参加促進事業における手話通訳者等の派遣を受けて説明を受けたり、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を活用して、

知的障害者の場合、「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度利用支援事業」を活用して、契約を結ぶ等の方法もある。

これらの施策等により、障害者が円滑に福祉サービスを利用するための支援が十分に行われるよう、各自治体において必要な体制の整備等に取り組んでいただくことが重要である。

(問25) 児童福祉法第63条の4、第63条の5の規定に基づき、15歳以上18歳未満の障害児が成人施設を利用する場合、市町村は支給決定等の支援費制度における手続を行うこととなるのか。また、その際の申請者は誰となるのか。

当該障害児は、障害者とみなされるため、支援費支給の申請を自ら行うこととなる。(身障法第49条の2、知障法附則第3項)

(問26) 障害児施設に入所している18歳以上の障害者は、平成15年4月以降、措置が継続するのか。

従来の取扱いと同様である。(児童福祉法第31条第2項及び第3項、63条の2第1項及び第2項並びに第63条の3参照)

(問27) 支給決定日と支給期間の始期との関係如何(準備支給決定の場合を含む。)

支給決定日が支給期間の始期となる。ただし、準備支給決定については、平成15年4月1日から効力が生じるため、同日が支給期間の始期となる。

(3) 支給量

(問 2 8) 短期入所について、現在は 1 月間に利用できる限度はないが、支援費制度において月当たりの支給量決定ということになると、介護を行う者の入院や冠婚葬祭など、支給量を超えて利用が必要になる場合があるものと考えられる。この場合、どのように対応すればよいのか。

支給量の決定にあたっては、介護を行う者の入院や冠婚葬祭などに配慮して、一定の幅を持たせることも考えられる。それでも、支給量を超えたサービスの提供が必要な場合は、利用者の申請による支給量の変更を行うことで対応ができるものとする。また、事前に特定の月に通常の月よりも多くのサービスの需要が見込まれるときは、支給決定の際に特定の月の支給量を多くして決定することも考えられる。

(4) 支給期間

(問 2 9) 支給期間の決定のための基準を定める考えはないのか。

支給期間は、支給決定に際し勘案した状況がどの程度継続するかという観点から個々の障害者ごとに市町村が定めるものであり、国としては、支給期間を定める趣旨からあまりに長い期間とすることは適切でないため、支給期間が超えてはならない期間を定めるのみであり、これ以上詳細な基準を定める考えはない。

(5) 相談支援

(問 3 0) 施設の空き情報の具体的な収集及び提供の方法如何。

施設の指定基準上、「入所者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告すること」としており、この規定に基づく施設からの報告により、都道府県において、施設の空き情報を収集されたい。

また、社会福祉・医療事業団の W A M - N E T を活用して、指定事業者・施設の情報が容易に得られるシステムを開発することとしており、これらを活用しつつ、迅速な情報の入手及びそれに基づく適切な調整等が行われるような仕組みづくりについて、各都道府県及び市町村においてご検討いただきたい。

(6) あっせん・調整、要請

(問 3 1) 現在、更生相談所の判定を受けて施設入所の待機をしている者は、新たに施設訓練等支援費の申請を行わなければならないのか。

施設訓練等支援費の申請を行う必要がある。なお、入所調整の具体的な方法については、各都道府県及び市町村において、適切な方法をご検討いただきたい。

(問 3 2) 指定施設とみなされた既存措置委託施設の旧措置入所者について、15年4月時点で社会福祉法上の契約に関する説明や重要事項説明書の交付は必要か。

指定施設とみなされた既存措置委託施設の旧措置入所者については、施行日をもって契約関係に移行することとなるため、社会福祉法に基づき、契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない、また、契約成立時の重要事項説明書の交付が必要である。

3 事業者・施設指定基準に関すること

(1) 居宅介護について

(問33) 指定居宅介護事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域でサービスを提供する場合は、それに要した費用の支払いを利用者から受けることができるとされているが、「通常の事業の実施地域」についてどのようにして利用者に事前に周知するのか。

事業者は、利用者からサービス利用の申込みがあった場合には、サービスの提供に係る契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行うこととしており、また、サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように事業者自らが情報の提供を積極的に行うよう努めることとしている。

なお、社会福祉・医療事業団の運営するWAM-NE Tを活用して、事業者情報提供システムを構築することとしていることから、利用者としても、本システムの積極的な活用が望まれる。

(問34) 事業者・施設は、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等掲示しなければならない旨規定されているが、事業所ごとに掲示しなければならないのか。

お見込みのとおり。

(問35) ひとつの事業所が、身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護の事業者指定を受けることは可能か。

可能である。

(問36) 指定居宅介護の提供に関して、特定の利用者に限定してサービス提供を行うことは可能か。

指定居宅介護事業者は応諾義務がかかるため、他の利用者から利用の申込み

があった場合には、指定居宅介護の提供を拒むことはできない。したがって、あらかじめ特定の利用者に限定してサービス提供を行うことはできない。

(問37) 今回示された基準では、現在障害者ホームヘルプサービスを行っている市、社会福祉協議会のうち常勤ヘルパー 2.5 人未満のところは事業者指定を受けられないが、暫定基準はないか。また離島等における基準該当居宅介護事業者としてサービス提供が継続されるよう配慮願いたい。

基準該当居宅介護事業者については、従業者（ホームヘルパー）の要件として3人以上とすることとしているが、これは常勤・非常勤の別を問わないものである。また、離島等特例として、離島・山間へき地等で基準該当居宅介護を提供する事業者が置くべき従業者（ホームヘルパー）については、1人以上に緩和することとしている。

(2) デイサービスについて

(問 3 8) デイサービス事業所の室面積や廊下幅等の数値的な基準及び具体的に必要な備品については示されていないが、実体的判断により指定の可否を都道府県等で判断するということか。

設備の面積要件については特段設けないこととしているが、事業の実施に支障がない広さを有している必要があることから、指定にあたっては、利用定員との関係も含め指定デイサービスの提供に支障がない広さを有しているか、適切に指定デイサービスを提供できる勤務体制となっているか、などについて判断する必要がある。

(問 3 9) 他の社会福祉施設等の設備を利用して指定デイサービス事業を実施する場合、利用定員が適正かの判断はどのようにするのか。またその場合、設備が全て他の社会福祉施設等の設備と共用できるか。共用でよいかの判断は設備ごとに行うものか。

利用定員の設定にあたっては、指定時に図面等により事業所の設備と利用定員及び当該施設の設備と利用定員の双方を勘案し、設備を共用することにつき指定デイサービスの提供に支障がないか個々の設備ごとに確認する必要がある。

(問 4 0) 多くの市町村では、小規模作業所がデイサービス事業と同じようなサービスを提供しているが、当該小規模作業所が基準該当デイサービスの実施事業所となることは可能か。

基準該当デイサービスの事業の基準を満たし、市町村が認めれば可能である。

(3) 短期入所について

(問 4 1) 日中受け入れの取扱いについて

- 1 短期入所の事業者指定基準は、宿泊を伴うものと日中受け入れで異なるか。
- 2 日中受け入れの定員の考え方如何。
- 3 日中受け入れに支給量の制限はあるのか。

- 1 指定短期入所については、宿泊を伴う場合は居室を設けることが必要であるが、宿泊を伴わないものについては居室を用いなくて指定短期入所を実施することができる。
- 2 日中受け入れの定員については、本体施設の入所者の処遇に支障がない範囲で設定すればよい。
- 3 市町村の支給決定により支給量が決まることとなる。

(問42) 身体障害者短期入所は、知的及び児童施設の利用は不可能なのか。

当該施設が、指定身体障害者短期入所の事業者として基準を満たすのであれば、指定は可能である。

(問43) 知的更生施設において指定児童短期入所事業を行う場合、児童指導員や保育士などの職員の配置は必要としないと解してよいか。
また、この場合、児童指導員又は保育士がいないため乳児や幼児の処遇が十分できないことを理由に、受け入れを拒否することができるか。

当該短期入所利用者と知的障害者更生施設入所者の員数を合算した数を当該本体施設の入所者の数とみなした数に応じて必要な従業者を確保すれば足りるものである。

なお、指定児童短期入所事業者として指定を受けた場合には、受け入れを拒否することはできない。

(問44) 例えば、50人の身体障害者更生施設に短期入所専用ベッドが5床ある場合に、5名の身体障害者短期入所事業所及び5名の児童短期入所事業所として指定することは可能か。

可能である。

その場合、指定短期入所事業所としての利用者(5人の場合)を当該身体障害者更生施設の入所者とみなした場合(50 + 5 = 55人)における当該身体障害者更生施設が満たすべき人員基準等を満たす必要がある。

(4) 施設指定基準について

(問 4 5) 施設の現行の最低基準と指定基準との関係はどのようになるのか。

指定基準においては、指定施設として必要な直接支援に係る人員、設備及び運営に関する基準を規定するとともに、支援費制度の下で施設の運営に必要な事項を規定するものである。その他の人員、設備基準の内容については、指定基準と最低基準で同様の取り扱いとなる。

従って、調理員や調理室など直接支援に関わらないものについては、従前どおり最低基準で規定することとなる（事務大要 P62 参照）

(問 4 6) 面積基準が示されていない場合は、面積の要件はないのか。

お見込みのとおり。ただし、各々の設備がその本来必要とされる機能を果たすに足る広さを有している必要があるが、それについては個別に判断されたい。

(問 4 7) 知的障害者通勤寮の居室の一室の定員は 4 人以下とされたので、個室対応が可能となったと解して良いか。

お見込みのとおり。

(問 4 8) 平成 1 5 年 4 月 1 日開設予定の施設が数力所あるが、指定施設の申請はどの時期が適切か。また都道府県等が開設予定施設の指定申請を行う場合「施設設置届」提出後が適切と考えられるが。

申請の時期については各都道府県等の判断によられたい。なお、施設設置届け出と同時に指定申請を行うことが適切と考えられる。

(問 4 9) 居宅支援事業者や施設で、現に届け出ている施設については指定の申請は必要ないと考えてよいか。

それらの事業者や施設についても、措置委託を受けている施設以外は、指定

申請は必要である。

(問50) 指定事業者の指定は中核市に所在する事業所については中核市が行うとされているが、中核市が直営で事業を行う場合の指定は当該中核市が行うのか。

お見込みのとおり。

4 支援費基準に関すること

(1) 総論

(問51) グループホーム及び児童デイサービスの負担割合は、どのように定められるのか。

知的障害者のグループホーム及び児童デイサービスについては、従来と同様予算補助であり、補助金交付要綱により定めることとなる。

(問52) 人員に関する基準に示される職員数は支援費に反映されるのか。

支援費の具体的な設定は今後の予算編成過程において行われるものであるが、基本的には指定基準及び最低基準等に示された職員等に係る費用を考慮して設定することとしている。

(問53) これまでの県単独補助を引き続き行うことは可能か。

各自治体が支援費とは別に施設や事業者に対し補助することは差し支えない。

(2) 基準設定の考え方

(問54) 告示により基準額が定められるが、市町村がこれと同額に設定した場合でも条例等に定める必要があるか。

支援費の基準は、支援の種類毎に支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲において市町村長が定めることとされており、国の基準と同額であっても市町村において条例等に定める必要がある。

(問55) 日中受け入れの単位設定はどのようにするのか。(日単位か時間単位か)

日中受け入れについては、現行のように利用時間に応じた区分毎に支援費算定の単位を設定する方向で検討をしているところである。

(問56) 現行と同様に医療施設における短期入所とその他の施設における短期入所で支援費基準額に差を付けるのか。

重症心身障害児等が医療機関を利用する場合には、従来と同様に医療機関以外の施設を利用した単価とは別に設定する方向で検討をしているところである。

(問57) 知的障害者施設についても、入所者の金銭管理は指定施設支援とは関係ない費用として入所者が負担するのか。また、必ず徴収するものなのか。

知的障害者施設についても、施設が入所者の金銭管理に係る便宜の供与を行う場合、これに係る費用は指定施設支援とは関係ない費用として入所者が負担する性格のものである。

なお、身体障害者施設及び知的障害者施設ともに、指定施設支援とは関係ない費用として入所者が負担することが適当である費用であっても、徴収するか否かについては施設の判断によるものである。

5 利用者負担に関すること

(1) 利用者負担関係事務について

(問58) 利用者負担額の決定だけでなく改定に当たっても、受給者証に記載するだけでなく、利用者及び扶養義務者に通知する必要があると考えるが如何か。

お見込みのとおり取り扱われたい。

(問59) 事業者が利用者負担額を受領するのは、サービスの都度か、毎月まとめてか、あるいは事業者の判断に委ねるのか。また、滞納の予防のため利用者負担額を前納させることは可能か。

事業者が利用者負担額を受領する時期については、サービスの提供後、その都度か毎月まとめてかについては、事業者の判断に委ねることで検討している。しかしながら、サービスを提供前に利用者負担額を受領することはできない。ただし、サービス提供単位の期間内であれば、契約の内容に基づき利用者負担額を受領できるという方向で検討している。

(問60) 支給決定期間中に収入や必要経費に大幅な変動があった場合の取扱い如何。

現行の措置施設の費用徴収制度の扱いと同様、前年に比べて収入が著しく減少したり、やむを得ざる支出が必要になること等により、負担能力に著しい変動を生じ、利用者負担が困難であると認められる場合は、当該年の収入及び必要経費を推定し階層区分の変更を行うことができるような取扱いをする方向で検討している。

(問61) 月途中の入退所の場合、利用者負担も日割りになるのか。

施設利用者については、日割りで負担していただく方向で検討している。

(2) 利用者負担金の未納について

(問62) 利用者や扶養義務者が利用者負担を支払わなかった場合への対応如何。

支援費制度においても、これまでの措置制度と同様に利用者負担額は応能負担であり、利用者は無理なく負担できるものと考えている。

支援費制度においては、利用者負担額の徴収は、事業者が行うこととなっており、その債権管理も事業者が行う。利用者が支払を滞納した場合は原則的には、事業者は契約に基づき利用者等が利用者負担額を支払うよう督促を行い、未納額が累積しないようにすることが必要と考えている。

なお、支援費制度において、利用者負担滞納者に対する支給停止や支給決定取消等の罰則規定は特に設けられていない。しかしながら、故意に利用者負担額を支払わないような場合においては、事業者は民法の定めるところにより、その利用契約を解除することも可能である。

(参 考)

民法(明治29,4,27 法89)

(履行遅滞による解除権)

第541条 当事者の一方が其債務を履行せざるときは相手方は相当の期間を定めて其履行を催告し若し其期間内に履行なきときは契約の解除を為すことを得。